

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

地方公共団体において厳しい財政状況が続く中、現在、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。また、今後は人口減少と少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化が予想されることから、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視野に立って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要です。

本宮市（以下、「本市」という。）においても、平成19年（2007年）1月1日に本宮町と白沢村が合併する前にそれぞれ整備した公共施設等の老朽化が進んでおり、これらの維持管理経費及び大規模改修・建替えに必要な経費は、今後の市財政にとって大きな負担となることが予想されます。そのため、人口や財政規模に応じた質・量ともに適正な公共施設等の配置とその計画的な保全を推進し、将来にわたって持続可能な行財政運営を維持していく必要があります。

このような中、国においては、平成25年（2013年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を策定して、公共施設等の老朽化対策への取組を始めました。また、平成26年（2014年）4月には、地方公共団体において公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進していくための「公共施設等総合管理計画」を定めるよう要請し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

このため本市では、公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口・財政状況等の見直しについて把握・分析を行い、本市における公共施設等の現状と課題を整理して、平成29年（2017年）3月に「本宮市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を策定し、公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を取りまとめました。

さらに、総合管理計画に基づく施設ごとの具体的な取組方針を定める個別施設計画（長寿命化計画）を順次策定して、公共施設マネジメントの更なる推進に取り組んできました。

また、国において、総合管理計画を総合かつ計画的に推進するとともに、総合管理計画の不断の見直し及び充実を図るため、平成30年（2018年）2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂し、地方公共団体に対して総合管理計画の見直しを要請したことを受け、この度、本市では総合管理計画を見直し及び個別施設計画等の反映を行い、総合管理計画を改定しました。

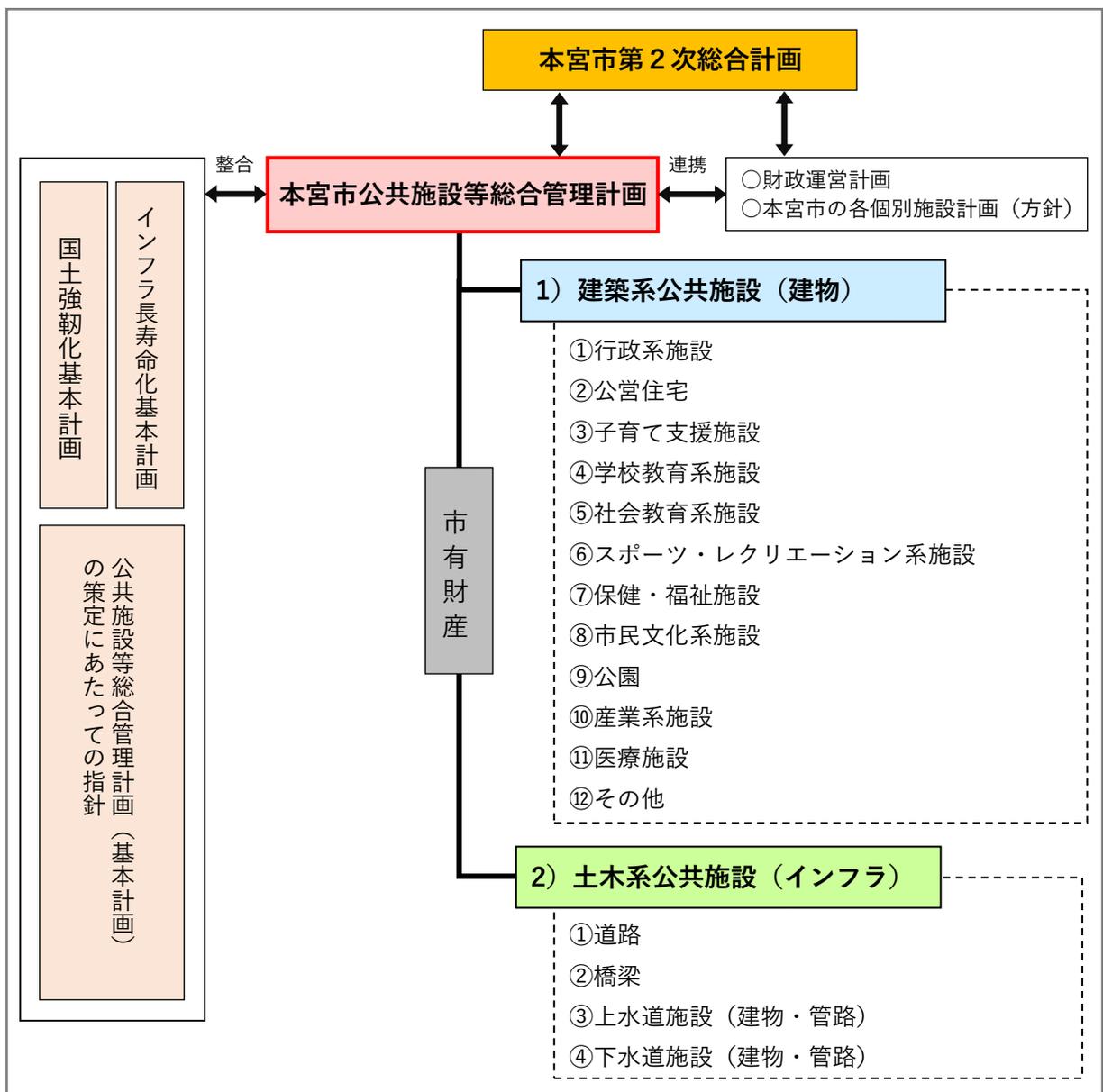
2 計画の位置づけ

本市では、市全体の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間を計画期間とした本市の最上位計画となる「本宮市第2次総合計画」を策定し、その計画に基づくまちづくりを進めています。

本計画は、「本宮市第2次総合計画」を支える計画であり、また国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画にあたるもので、本市が保有する個々の公共施設等の個別施設計画の上位計画として位置づけられ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針として策定するものです。

なお、本計画は「本宮市第2次総合計画」「財政運営計画」と整合を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

図 1.2.1 計画の位置づけ



3 公共施設等の対象範囲

(1) 計画の対象

本計画の対象は、市が保有・管理する公共施設等のうち、建築系公共施設（建物）と土木系公共施設（インフラ）とします。

(2) 対象施設の分類

本計画で対象とする施設は、その利用区分を考慮し、下表のとおり分類します。

表 1.3.1 主な対象施設の分類

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建築系 公共施設 (建物)	①行政系施設	庁舎等	市役所（本庁舎、分庁舎、総合支所）
		消防施設	地域防災センター、消防屯所、消防ポンプ置場等
	②公営住宅	公営住宅	市営住宅
	③子育て支援施設	幼保施設	幼稚園、保育所 等
		幼児・児童施設	元気いきいき応援プラザ、スマイルキッズパーク
	④学校教育系施設	小学校	小学校
		中学校	中学校
		その他教育施設	給食センター
	⑤社会教育系施設	図書館	しらさわ夢図書館
		博物館等	歴史民俗資料館、白沢ふれあい文化ホール
	⑥スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、プール、運動場 等
		レクリエーション施設・観光施設	ふれあい広場 等
	⑦保健・福祉施設	高齢福祉施設	多世代交流施設、高齢者ふれあいプラザ 等
⑧市民文化系施設	集会施設	公民館、集会所 等	
	文化施設	サンライズもとみや、しらさわカルチャーセンター 等	
⑨公園	公園管理施設	公園管理事務所、トイレ 等	
⑩産業系施設	産業系施設	農業構造改善センター、直売所、堆肥センター 等	
⑪医療施設	医療施設	診療所	
⑫その他	その他	普通財産施設、公衆トイレ、教員住宅、倉庫 等	
土木系 公共施設 (インフラ)	①道路	道路	市道、自転車歩行者道
	②橋梁	橋梁	橋梁
	③上水道施設	建物・管路	(建物) 浄水場、配水場、ポンプ場 (管路) 上水道
	④下水道施設	建物・管渠	(建物) 排水処理施設、排水ポンプ場 (管渠) 下水道

※総務省「公共施設一覧分類表」を参考に分類

4 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間とします。

また、本計画は、総合計画及び各課の個別計画や事業計画との整合を図るとともに、制度改正や財政状況・地域環境の変化等、計画の前提条件に変更が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行います。

なお、今回、国からの要請を受け、各個別施設計画及び長寿命化計画等の策定状況を踏まえて、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）に総合管理計画の見直し・改定を行いました。

図 1.4.1 計画期間

